

福井地方裁判所民事部 御中

令和4年(ヨ)第15号

関西電力株式会社・高浜原子力発電所1～4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 中島哲演外1名

債務者 関西電力株式会社

## 準備書面28

(令和6年能登半島地震の被害を受けて本件避難計画の不備・欠落)

2024年1月19日

福井地方裁判所民事部御中

債権者ら代理人

笠原 一 浩

本書面では、2024年1月1日に発生した能登半島地震（以下「令和6年能登半島地震」という。）による被害状況を受けて、本件避難計画の不備・欠落を主張する。

# 目次

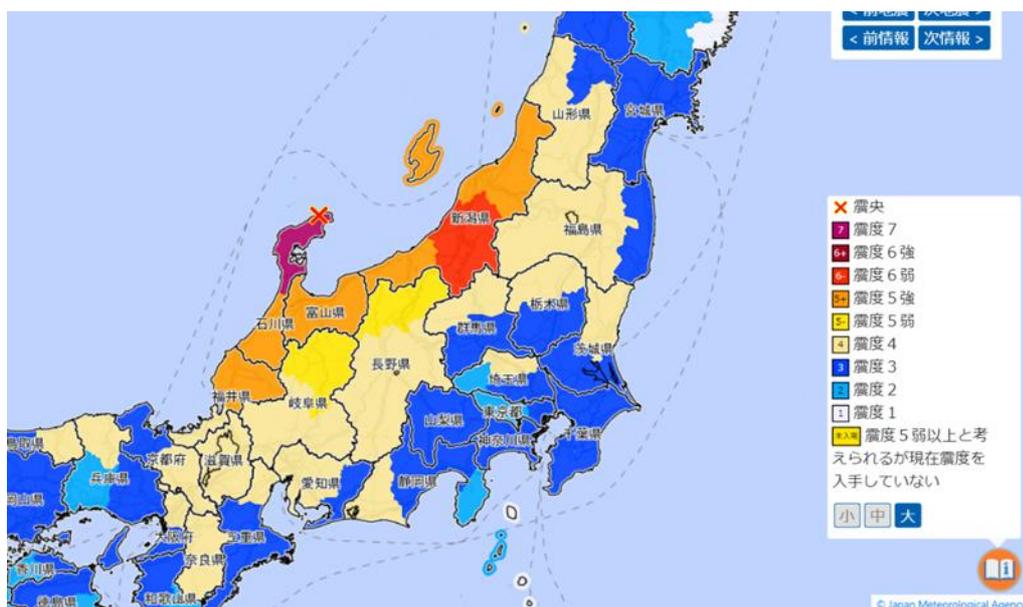
第1	令和6年能登半島地震の被害概要	3
1	マグニチュード7.6、最大震度7	3
2	石川県能登半島の震度	4
3	人的被害、物的被害	5
(1)	死者、負傷者	5
(2)	建物被害—珠洲市長「建っている家がほとんどない」	5
(3)	避難者	6
(4)	孤立集落	6
4	原発事故が重なると	6
第2	地震時に自宅での屋内退避は不可能	7
1	建物の倒壊、損傷	7
(1)	建物の倒壊、損傷の状況	7
ア	石川県志賀町—2329棟	7
イ	石川県穴水町—1000棟	8
ウ	石川県輪島市—多数の倒壊、ビルの倒壊、火災	9
エ	石川県珠洲市—多数の倒壊、津波	12
オ	石川県金沢市—斜面の崩落	14
(2)	16日経っても家屋被害の全容は把握できていない	14
2	屋内における揺れの影響等	15
(1)	複数回の強い揺れ	15
(2)	揺れによる屋内の影響—食器や本の落下、棚の転倒、扉の閉止等	15
3	原子力災害対策指針の欠落—地震時には自宅での屋内退避は実行不可能	17
4	本件避難計画の欠落	18
第3	道路の損壊、寸断	22
1	能登の大動脈—国道249号線	22

2	道路の損壊状況 .....	23
(1)	石川県珠洲市 .....	24
(2)	石川県輪島市 .....	25
(3)	石川県穴水町 .....	25
3	避難できない、救助できない .....	27
4	復旧に時間がかかる—一週間経っても復旧していない .....	28
5	本件避難計画の欠落 .....	28
(1)	美浜町からの避難—おおい町へ .....	28
(2)	美浜町からの避難—大野市への避難経路 .....	30
第4	結語 .....	30

## 第1 令和6年能登半島地震の被害概要

### 1 マグニチュード7.6、最大震度7

2024年1月1日16時10分頃に能登半島を中心とする強い揺れが観測され、石川県はくいぐんしかまち羽咋郡志賀町でマグニチュード7.6、最大震度7が観測された（令和6年能登半島地震）。その後も、強い揺れが繰り返し襲っている。



(甲 1 7 2 ・ 気象庁)

## 2 石川県能登半島の震度

石川県では、震度 7 が志賀町、震度 6 強が七尾市、輪島市、<sup>すず</sup>珠洲市、<sup>あなみずまち</sup>穴水町、震度 6 弱が<sup>なかのともち</sup>中能登町、<sup>の とちよう</sup>能登町、震度 5 強が金沢市、小松市、加賀市、<sup>はくい</sup>羽咋市、<sup>かほく市</sup>かほく市、<sup>のみ</sup>能美市、<sup>ほうだつ しみずちよう</sup>宝達志水町で観測された (甲 1 7 4)。



だ、輪島市や珠洲市<sup>すず</sup>、能登町は、家屋の損壊について「多数」であるものの棟数の把握はできていない（甲191）。地震から16日経っても被害を把握できないほどの甚大な被害である。

珠洲市<sup>いづみやま すひろ</sup>の泉谷満寿裕市長は、1月2日、福井県の災害対策本部会議で、「市内の6000世帯のうち9割が全壊またはほぼ全壊だ」「壊滅的な被害。建っている家がほとんどない。道路が寸断されており、支援物資を届けるのが困難だ」と述べ、壊滅的な被害を訴えている（甲176）。

### (3) 避難者

避難者数は、1月4日時点で34,173名にのぼった（甲177）。その後、地震発生から10日経過した1月10日時点で25,770名（甲178・スライド5）、1月13日時点でも21,408名にのぼる（甲179・スライド5）。

### (4) 孤立集落

同地震による道路の損傷等によって、孤立集落<sup>1</sup>が多数発生している。孤立集落の住民は、1月11日時点で22地区3,124名にのぼる（甲178・スライド2）。

## 4 原発事故が重なると

- (1) これらの被害に照らせば、地震による原発事故が起きた場合、住民らは、家屋の倒壊や度重なる強い揺れのために屋内退避をすることもできず、避難経路の寸断のために避難することもでき

---

<sup>1</sup> 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車での通行可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となっている集落。

○地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積

○地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷

○津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積

ず、救助や支援物資・医療を受けられずに孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになる。避難することもできないため、安定ヨウ素剤の配布も受けられず、安定ヨウ素剤を適時に服用することもできない。

つまり、原子力災害対策指針の定める、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の配布・服用のいずれも、地震による原発事故時において実行できない。

これは原子力災害対策指針、それに基づく本件避難計画が、地震による原発事故を想定していないことの証左である。

- (2) 以下では、令和6年能登半島地震の被害を受けて、本件避難計画の不備・欠落を主張する。

## 第2 地震時に自宅での屋内退避は不可能

令和6年能登半島地震による被害に照らして、原子力災害対策指針の定める自宅での屋内退避（甲97・73頁）は不可能であることを以下述べる。

### 1 建物の倒壊、損傷

#### (1) 建物の倒壊、損傷の状況

建物被害は、1月16日時点で石川県が把握できているだけでも20,814棟が被害を受けた（甲191）。ただ、輪島市や<sup>すず</sup>珠州市、能登町で1月16日時点でも確認できていない被害が「多数」ある（甲191）。

#### ア 石川県志賀町—2329棟

震度7が観測された石川県志賀町では、全壊・半壊・一部破損の棟数は2329棟である（甲178）。

震度7を観測した石川県志賀町の揺れの最大加速度が282

6ガルを記録し、2011年の東日本大震災で震度7だった宮城県栗原市の2934ガルに匹敵する大きさだった（甲180）。



（甲180）

#### イ 石川県穴水町—1000棟

震度6強を観測した石川県穴水町では、全壊・半壊・一部破損の棟数は1000棟である（甲175）。



(甲 1 8 1 ・ 1 月 5 日 石 川 県 穴 水 町)

## ウ 石 川 県 輪 島 市 — 多 数 の 倒 壊 、 ビ ル の 倒 壊 、 火 災

(ア) 震度 6 強 を 観 測 し た 石 川 県 輪 島 市 で は 、 い ま だ 損 壊 棟 数 は 把 握 で き て い な い 。 輪 島 市 は 、 志 賀 町 か ら 約 3 3 k m に 位 置 し て い る こ と に 照 ら す と 、 原 発 か ら お よ そ 3 0 k m 圏 で あ る U P Z の 地 域 で も 、 原 発 事 故 を 起 こ す よ う な 大 地 震 が 起 き た 場 合 に 家 屋 が 多 数 倒 壊 し 、 屋 内 退 避 な ど で き な い 事 態 に 陥 る と い え る 。

同 輪 島 市 で は 7 階 建 て ビ ル が 根 元 か ら 横 倒 し に な っ た 。 同 ビ ル は 倒 壊 す る 際 に 近 く の 建 物 を 押 し つ ぶ し 、 付 近 に い た 4 名 が 巻 き 込 ま れ た ( 甲 1 8 2 、 甲 1 8 3 ) 。



( 甲 1 8 2 ・ 毎 日 新 聞 )

同 ビ ル の 調 査 を し た 安 田 進 名 誉 教 授 ( 地 盤 工 学 ) と 石 川 敬 祐 准 教 授 ( 地 盤 工 学 ) に よ る と 、 同 ビ ル は 建 物 か ら 固 い 地 盤 に 杭 を 打 ち 込 ん で 建 物 を 支 え る 「 杭 基 礎 」 が あ る と ころ 、 揺 れ に よ っ て 地 面 と 建 物 と の 接 合 部 で 杭 の 頭 が 破 断 さ れ た り 、 抜 け た り し た も の

と推測されている（甲184）。安田名誉教授は「液状化などで杭が曲がることはよくあるが、破断や抜けで建物が倒れたというのは見たことがなく、非常に驚いた。震源断層から近かったことで、設計したときの想定をはるかに上回る揺れに襲われた証拠だ」と述べている（甲184）。



（甲181）

（イ）石川県輪島市の朝市通りでは、1日に、地震による大規模な火災が発生し、焼けた建物は約200棟に上った。国土地理院によると、約4万8000平方メートルが焼けたと推定される。これは東京ドームの広さ（約4万7000平方メートル）を上回る面積である（甲185）。



(甲 1 8 5)

現地を調査した地震火災に詳しい東京大学の廣井悠教授によると、輪島市では震度 6 強の揺れを観測したあと、大津波警報が発表されたことで、住民らが避難を余儀なくされたため、初期消火が十分に行えなかったこと、さらに、地震によって断水も発生した影響で、消火栓が使えなかったほか、防火水槽（火災が発生した時に消火に用いるための水を貯めておくための消防水利）も電柱が倒れて取水できず、消火用の水が十分に確保できなかったことを指摘している。つまり、火災発生後の初期消火が遅れたことが、被害を拡大させたのである。（甲 1 8 5）

さらに、火災を拡大させた要因について、廣井教授は、この周辺はプロパンガスを使っている地域で、火災によってガスボンベが爆発し、大規模な火災につながったこと、また朝市周辺は古い木造住宅が多く建物が密集する、いわゆる「木造密集市街地」であったというのが大きな原因と指摘している。（甲 1 8 5）



(甲 1 8 1 ・ 1 月 2 日 撮 影、 輪 島 市 の 火 災 現 場)



(甲 1 8 1 ・ 1 月 2 日 撮 影、 輪 島 市 の 火 災 現 場)

## エ 石川県珠洲市—多数の倒壊、津波

震度 6 強を観測した珠洲市でも、輪島市と同様に損壊棟数は把握できていない。珠洲市の泉谷市長は、上述のとおり、「市内の 6 0 0 0 世帯のうち 9 割が全壊またはほぼ全壊だ」「壊滅的な被害。建っている家がほとんどない。」等と甚大な被害を訴えている。

珠洲市は、志賀町から直線距離で約64kmに位置する。UPZである約30km圏の2倍超も離れた距離でも多数の家屋が倒壊することが明らかであり、30km以遠であっても屋内退避などできない事態に陥る。



(甲181・珠洲市)

地震で全壊し、津波の被害も受けた自宅から布団などを運び出す中島孝之さんは、「命が助かっただけでもありがたいが、先が見えない。」「この出来事がまだ信じられない。」等と述べている(甲181)。



(甲 1 8 1 ・ 珠 洲 市)

#### オ 石川県金沢市一斜面の崩落

震度 5 強が観測された石川県金沢市では、地震による斜面の崩落に住宅も巻き込まれた（下写真参照）。



(甲 1 8 1 ・ 金 沢 市)

#### (2) 16日経っても家屋被害の全容は把握できていない

これらは被害のごく一部である。輪島市、珠洲市、能登町は、

地震発生から16日経過しても被害棟数を把握できておらず、それだけ甚大な被害を受けていることが分かる。

輪島市、珠洲市、能登町は、上述のとおり、棟数は不明であるが「多数」の被害が確認されており、珠洲市は6000世帯のうち9割が全壊またはほぼ全壊という壊滅的被害を受けている。

## 2 屋内における揺れの影響等

### (1) 複数回の強い揺れ

令和6年能登半島地震は、発生当日から6日間で震度5強以上に限っても9回もの強い揺れが繰り返し襲っている（甲174）。

### (2) 揺れによる屋内の影響—食器や本の落下、棚の転倒、扉の閉止等

住民らは、強い揺れが何度も襲ってくる中で、また今後いつ強い揺れが襲ってくるかを予測できない中で、屋内退避をすることはできない。以下述べる。

ア 震度5強の場合、屋内ではどのような影響が出るかについて、気象庁によると、「物につかまらなないと歩くことが難しい。」「棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。」「固定していない家具が倒れることがある。」とあり、歩行が難しく、落下物や家具の転倒によって、屋内に留まることが危険な揺れである（甲186）。

イ 震度6弱の場合、「立っていることが困難になる」「固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。」「壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。」「耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。」とされている（甲186）。

このように震度6弱の場合も、家具の転倒、ドアの閉鎖、壁のタイルや窓ガラスの破損、落下、建物の傾きや倒壊によって、屋

内での怪我、建物の下敷きになる恐れ、屋内から屋外へ脱出する経路が閉ざされる恐れがあり、やはり屋内に留まることが危険である。

ウ 震度6強の場合、「はわないと動くことができない。飛ばされることもある。」「固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。」「耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。」「大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。」とされている（甲186）。

このように震度6強の場合も、家具や建物の下敷きになる恐れがあり、やはり屋内に留まるとは危険である（甲186）。さらに、地すべりや山体崩壊によって、自宅建物が押しつぶされたり、当該地域外へ避難するルートが寸断される恐れもあることから、自宅での屋内退避をすることによって避難できなくなる恐れもある。

エ 震度7の場合、「耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。」「耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。」「耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。」とあり、一刻も早く屋外に避難すべきであり、屋内に退避することなどできない大きな揺れである（甲186）。

このように震度7の場合も、家屋の倒壊によって自宅での屋内退避はできない。

オ このような強い揺れが、繰り返し襲ってくる中で、また今後いつ何時揺れが襲ってくるか分からない状態で、自宅内で屋内退避をすることは、不可能である。屋内退避をすることは、かえって

生命、身体を危険に晒す行為である。

### 3 原子力災害対策指針の欠落—地震時には自宅での屋内退避は実行不可能

- (1) 住民らは、上述のとおり、地震によって家屋が倒壊、損壊している場合や、地震による複数回の揺れが襲ってくる場合、自宅で屋内退避することができない。

しかし、原子力災害対策指針では、「UPZにおいては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。」(甲 9 7・7 3 頁) と定めるのみで、地震によって家屋が倒壊、損傷した場合や、地震による複数回の揺れが襲ってくる場合についての規定はない。住民らが、放射性物質が拡散する中で、自宅での屋内退避ができない場合に、どこへどのような方法で避難すればよいのか不明である。

- (2) そもそも原発事故を起こすような大地震の場合に自宅での屋内退避ができないことは常識に照らしても明らかであったし、2016年4月に発生した熊本地震でも既に明らかになっていた。

それにもかかわらず、現在まで、地震による原発事故時における自宅での屋内退避を改めていないことは、原子力災害対策指針の重大な欠陥であり、欠落である。

- (3) また、地震による原発事故時における自宅での屋内退避は、住民らの生命、身体を危険に晒すものである。

これは、原子力災害対策指針が目的とする「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要」(甲 9 7・1 頁) に反し、また、その目的を達成するために「住民の視点に立った防災計画を策定すること」(甲 9 7・1 頁) にも反している。

- (5) さらに、原子力災害対策指針は、「国会、政府、民間の各事故調

査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足、…等に関する見直しについても多数の提言がされた。」とし（甲 97・2 頁）、「本指針は、…前記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。」

（甲 70・2 頁）としている。

「複合災害」を考慮しなければならないとの提言を受けていたにもかかわらず、原子力災害対策指針は、地震による原発事故（複合災害）の場合の規定を欠いており、福島第一原発事故の教訓すらも踏まえていない重大な欠陥がある。

- (6) 原子力規制委員会の山中伸介委員長は、1月10日、「屋内退避ができないような状況が発生したのは事実でございます。」と認めている（甲 188）。

自宅での屋内退避を定める原子力災害対策指針の欠落は明らかである。

#### 4 本件避難計画の欠落

本件避難計画が地震による原発事故を想定していないこと（欠落）について、準備書面 9 及び 11 の繰り返しにはなるものの、重要であることから再度述べる。乙 201 をはじめ、債務者が提出した各種証拠も、本件原発が過酷事故を起こした際の避難がいかに困難で過酷であるかを如実に示しているのである。

- (1) まず、債務者主張書面（7）においては、「高浜地域」という用語が用いられているが、これは高浜町と同義語ではない。同書面 17 p 2 行目で定義されているように、これは高浜発電所から概ね半径 30 km 内の地方公共団体である。乙 201 の 7 p によれば、この地域の人口は 167,751 人にのぼる。これは、高浜

町の人口10,429人(同)の約1.6倍にも及ぶ。

- (2) しかも、乙201の74pによれば、高浜町やおおい町、小浜市(債権者中畠が居住)、若狭町の避難先は、敦賀市、鯖江市、越前市などである。この方向には、債務者が運営する美浜原発がある。本件原発が大規模地震で過酷事故に見舞われるような事態であれば、当然、大飯原発や美浜原発も同様の事態に陥る。つまり債権者中畠らは、同様に過酷事故に陥っているであろう、債務者の他の原発の方向への避難を余儀なくされるのである。
- (3) 乙208(危うく「甲208」と誤記するところであった)は原子力防災訓練の実施成果報告書である。同報告書の特に30pは、いかに過酷事故下の避難が不可能に近いかを赤裸々に示している。

なるほど、「バス避難時に、運転手が道を間違えたなど、運転手への避難経路等の情報伝達・共有が不十分であった。特に、県外については、道順や施設の入り口等がわかりにくかった」という点については、情報提供や表示の明確化によって改善できるかもしれない。しかし、「実際の災害時には、より多くの車両が避難対象となるため、渋滞が懸念される」という問題は、もはや対策の取りようがない。しかも、原発が過酷事故を起こすとは、大地震が到来しているということであり、道路も各地で寸断されている可能性が極めて高いのである。

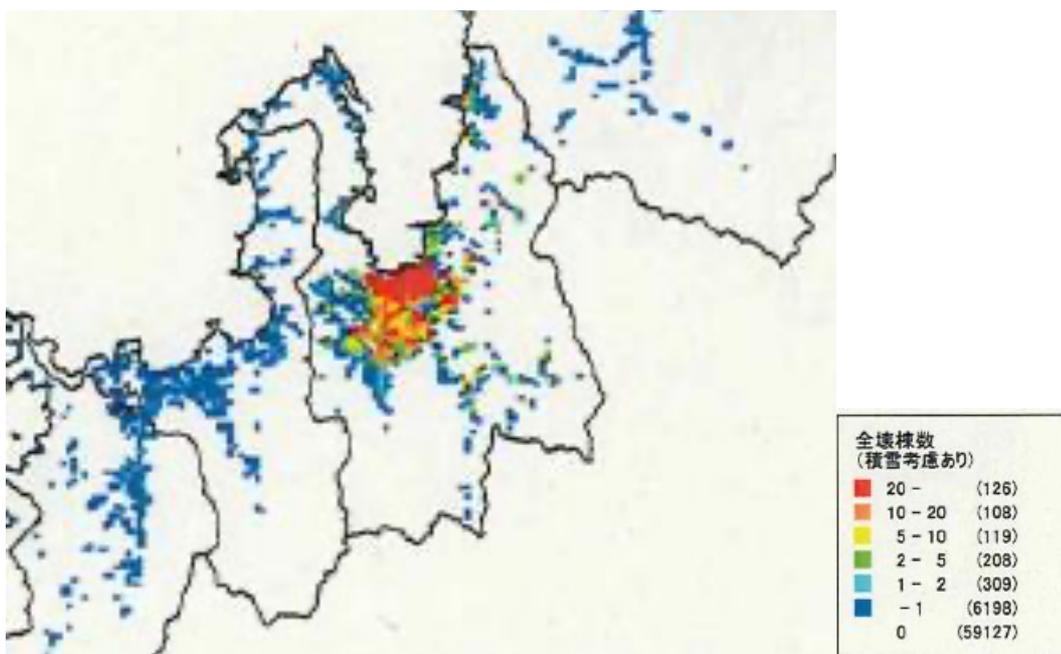
このほか、「高齢者が比較的多いこともあり、検査会場前での乗降としたが進入路での離合ができないことから、車両誘導が複雑になった」と(同34p)というのも重要な指摘である。とりわけ認知症の高齢者の避難は、容易に対策の取りえない極めて困難な課題である。福島第一原発事故における双葉病院事件を改めて想起された

い。

(4)巨大地震によって多数の家屋が倒壊等する甚大な被害が生じるとは福井県でも想定されている。福井県による平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定によると、想定断層・震度分布は、①福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約45km）の最大震度7、②浦底一柳瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約25km）の最大震度7とされている（甲第91号証・13頁）。

①福井平野東縁断層帯の場合、建物被害については、揺れと液状化による建物の全壊が木造で2万6959棟、非木造で3058棟、建物の半壊が木造で3万6715棟、非木造で5516棟である。火災による被害は、例えば冬期で3195棟である。人的被害については、冬期5時に地震が発生した場合、死者は2034名、負傷者は9208名にのぼる。（甲第91号証・13頁）

②浦底一柳瀬山断層帯の場合、建物被害については、揺れと液状化による建物の全壊が木造で1万236棟、非木造で1737棟、建物の半壊が木造で1万7076棟、非木造で2791棟である。火災による被害は、例えば冬期で1188棟である。人的被害については、冬期5時に地震が発生した場合、死者は763名、負傷者は3371名にのぼる。（甲第91号証・13頁）



(甲第 88 号証・148 頁 揺れによる建物被害)

これらの地震と同規模以上の巨大地震によって原発事故が起きた場合には、住宅での屋内退避はできない。

ところが、「福井県地域防災計画（原子力災害対策編・福井県原子力防災計画）」（甲 91）及び「福井県広域避難計画要綱」には、巨大地震によって屋内退避ができない場合に、住民らはどうすればよいのか、どの建物に何人避難できるのか等についての定めがなされていない。

乙 201 のどこを読んでも、地震による家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合に関する規定がないか、又は、「地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて解説する近隣の指定避難所等に避難を実施。」（乙第 201 号証・95 頁）と抽象的に規定するのみで、どの建物に何人避難できるのか等について定められていない（債権者中畠が居住する小浜市について述べた甲 92 も参照）。

仮に、地震時の指定避難所を用いるとしても、地震時の指定避

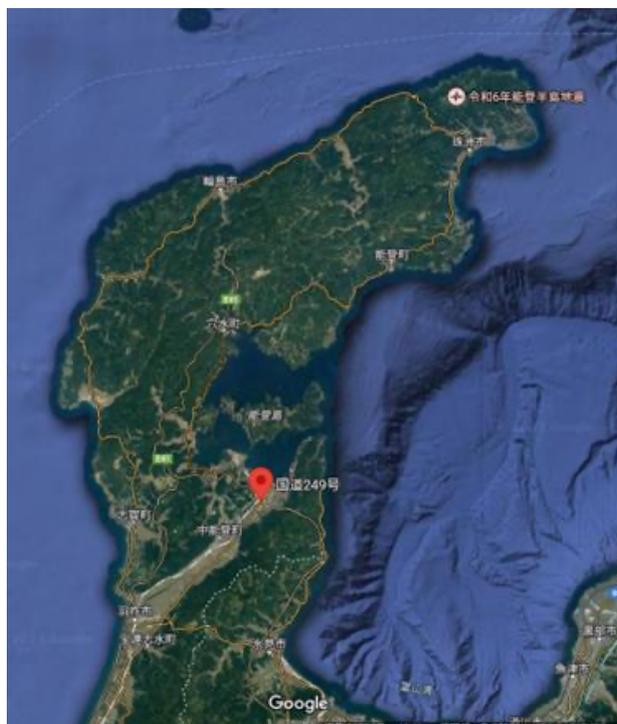
難所は、地震による建物倒壊の危険を避けるため、学校の校庭等の屋外であることが多い。例えば、小浜市の地震時の指定避難所 65箇所は、1か所を除き64箇所ですべて屋外である（甲第94号証・37頁乃至39頁）。これでは、住民らは屋外に長時間滞在することによって大量の被ばくを強いられる危険がある。

- (5) 以上のとおり、地震による原発事故を想定した上での実現可能な避難計画は策定されていない。

### 第3 道路の損壊、寸断

#### 1 能登の大動脈—国道249号線

- (1) 能登半島沿岸部を走る国道249号線は、能登の大動脈と呼ばれ、能登半島唯一の国道であり、生活に不可欠な道路である。



(Google map 能登半島 オレンジ色の線が国道249号線)

- (2) 令和6年能登半島地震では、半島唯一の国道が複数箇所ですべて損壊し、避難経路を寸断し、外からの救助や救援物資の輸送などを阻んでい

る。

国土交通省によると、国道249号線の緊急復旧に着手したのが1月4日で、地震発生から4日後である（甲198）。国土交通省作成の下図（1月8日時点（甲198））によると、珠洲市の沿岸部を走る国道249号線は被災箇所が多数であり、地震発生から約1週間経っても唯一の国道の復旧が全くできていない。また、下図の輪島市と珠洲市をみると、孤立集落（赤色の丸印及び黒色の丸印）が多数発生し、解消されていないことが分かる。



(甲198・1月8日時点)

## 2 道路の損壊状況

道路の損壊状況について、各地で土砂災害や道路の陥没などが発生している。

(1) 石川県珠洲市

珠洲市では、能登の大動脈といわれている国道249号線が土砂崩れにより寸断されている（甲187）。



（甲187・珠洲市、1月3日・国道249号線が寸断）

また、地震によって道路に設置されているマンホールが突き出てしまい通行できない状況も発生している（甲181・下の写真）。



(甲 1 9 0 ・ 石川県珠洲市 ・ 地震によって突き出たマンホール)

(2) 石川県輪島市

石川県輪島市では、道路が陥没、損壊し、電柱が道路に向けて傾き、電線が道路上まで降りてくるなど、到底通行することはできない状況が発生した (甲 1 8 1 ・ 下の写真)。



(甲 1 8 1 ・ 輪島市 ・ 国道 2 4 7 号線)

(3) 石川県穴水町

石川県穴水町でも、道路が大きく広範囲に陥没する被害が発生しており、通行不能である (甲 1 8 1 ・ 下の写真)。



(甲 1 8 1 ・ 石 川 県 穴 水 町)

同町では、道路の陥没に車両が落ち込んでしまった事態も発生している (甲 1 8 1 ・ 下 の 写 真)。



(甲 1 8 1 ・ 石 川 県 穴 水 町)

救助等のために被災地へ向かう車両が渋滞している (甲 1 8 1 ・ 下 の 写 真)。



(甲 1 8 1 ・ 1 月 6 日 撮 影、 石 川 県 穴 水 町)

### 3 避難できない、救助できない

- (1) 能登半島唯一の国道 2 4 9 号線の複数箇所での損壊によって、住民らは避難経路が寸断され、避難できない状態に陥った。上述のとおり、孤立集落の住民は、1 月 1 1 日時点で 2 2 地区 3, 1 2 4 名にのぼる (甲 1 7 8 ・ スライド 2)。
- (2) 他方、救助活動に向かう警察、自衛隊らも、道路の損壊のために、被災地へ入ることができない状態に陥った。

福井県警の第一陣として救助活動に出発した機動隊員は、道路の隆起と陥没で救助活動が困難に陥ったと述べている (甲 1 9 0)。同県警機動隊は、1 日午後 8 時に福井県を出発し、七尾市、穴水町を經由して、2 2 時間後の 2 日午後 6 時ごろ石川県輪島市に到着した (甲 1 9 0)。被災地に到着するまでに長時間を要した原因は、地割れが多数発生していて、車両の通行が制限され、機動隊が用いた中型車が通行困難な箇所や通行が制限された場所があったことにある (甲 1 9 0)。

#### 4 復旧に時間がかかる――週間経っても復旧していない

上述のとおり、国道249号線の緊急復旧に着手したのが1月4日で、地震発生から4日後である（甲189）。地震発生から約1週間の1月8日時点でも、珠洲市の沿岸部を走る国道249号線は被災箇所が多数であり、唯一の国道の復旧が全くできていない。

国土交通省は、国道249号線そのものの復旧とは別に、内陸からの櫛の歯状の経路を通す復旧に着手しているものの、1月8日時点でも多数の損壊が発生している珠洲市の沿岸部を走る国道249号線に到達できている箇所（緑色の星印）はわずかである（甲189）。

#### 5 本件避難計画の欠落

ここで申立書の繰り返しになるが、本件避難計画が地震による原発事故を想定しておらず、避難経路が土砂災害で寸断された場合を規定していないことを改めて指摘する。

##### (1) 小浜市からの避難―鯖江市・越前市へ

ア 小浜市の避難先の一つは、鯖江市・越前市とされている（甲第193号証・13頁以下）。

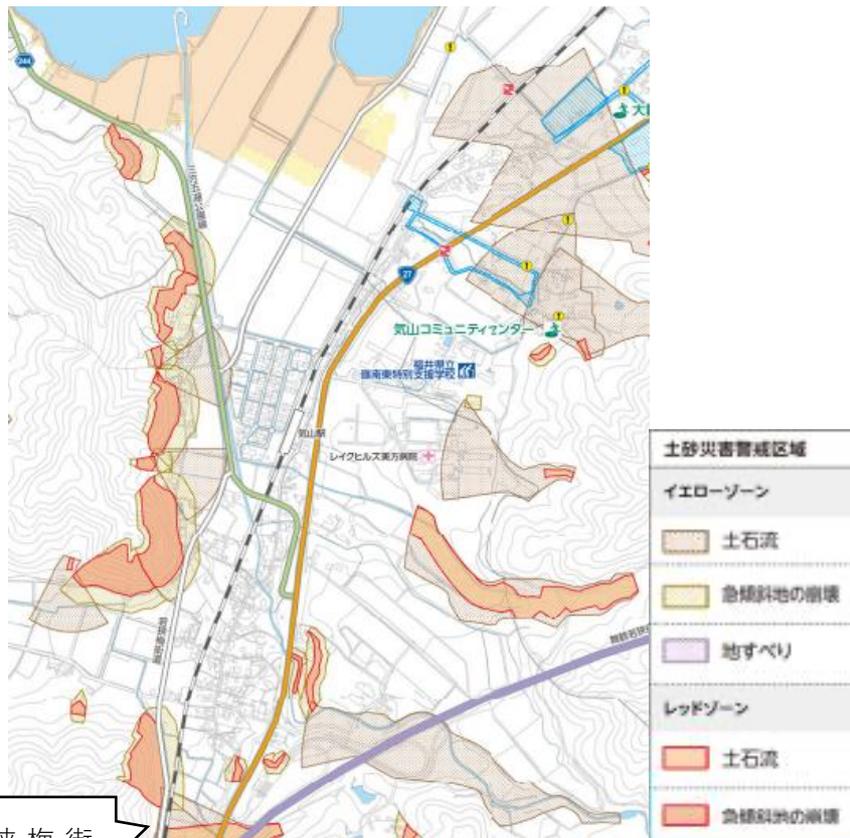
両市への避難経路をみると、舞鶴若狭自動車道（高速道路）または県道162号線を通行することとされている（甲193・22p以下）。

イ しかし、高速道路は計測震度4.5（震度5弱に相当）以上で通行止めになるため、地震による原発事故の際は、舞鶴若狭自動車道（高速道路）は避難経路として使えなくなる。ところが、小浜地区・国富地区・今富地区からの避難経路は、これ以外に規定されておらず（甲193・22p以下）、代替経路は準備されていない。つまり、地震と原発事故という複合災害を念頭においた避

難計画が策定されていない。

ウ 雲浜地区や西津地区、内外海地区の住民は、梅街道（若狭梅街道）を使うこととされている（甲193・22p以下）。

しかし、小浜市から美浜町へ向かう国道27号線及び若狭梅街道は、大部分で片側一車線であるところ、複数箇所で土石流のレッドゾーン、イエローゾーンに含まれ、さらには急傾斜地の崩壊のイエローゾーンにも含まれており、原発事故を起こすような大地震が起きた場合には複数箇所寸断され、通行不能になると考えられる。ところが、各地区からの避難経路は、上記以外の代替経路は規定されておらず、地震と原発事故という複合災害を念頭においた避難計画が策定されていない。



若狭梅街道

(2) 小浜市からの避難—兵庫県への避難経路

ア 兵庫県への避難経路をみると、ほとんどの地区は高速道路（舞鶴若狭自動車道）を通行することとされているものの、上述のとおり、高速道路は計測震度4.5（震度5弱に相当）以上で通行止めになるため、地震による原発事故の際は、舞鶴若狭自動車道（高速道路）は避難経路として使えなくなる。

ところが、各地区からの避難経路は、これ以外に規定されておらず（甲193・22p以下）、代替経路は準備されていない。つまり、地震と原発事故という複合災害を念頭においた避難計画が策定されていない。

#### 第4 結語

以上の被害はごく一部であるが、これら被害に照らせば、地震による原発事故が起きた場合、住民らは、家屋の倒壊や度重なる強い揺れのために屋内退避をすることもできず、避難経路の寸断のために避難することもできず、救助や支援物資・医療を受けられずに孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになる。避難することもできないため、安定ヨウ素剤の配布も受けられず、安定ヨウ素剤を適時に服用することもできない。

つまり、原子力災害対策指針の定める、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の配布・服用のいずれも、地震による原発事故時において実行できない。

これは原子力災害対策指針、それに基づく本件避難計画が、地震による原発事故を想定していないことの証左である。

以上